



令和 7 年 10 月 15 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 7 年台風第22号及び第23号による被害を受けた
東京都八丈町に罹災証明コーディネーターが派遣されました
～被災自治体における住家被害認定調査等を支援～

この度、令和 7 年台風第22号及び第23号に係る被害について、八丈町からの要請を受け、迅速に被害認定調査等を進めることができるよう、豊島区から罹災証明コーディネーター※が派遣されました。なお、本登録制度の開始後、関東からの派遣は初となります。

今後も本登録制度等を通じ、被災市町村が罹災証明事務を円滑に遂行できるよう努めてまいります。

※内閣府では、罹災証明事務に関するマネジメント業務の経験を有し、発災時に被災市町村に対し必要な助言等を行う者として各地方自治体から推薦のあった者について、「罹災証明コーディネーター」として令和 7 年 7 月18日から登録募集を開始しています。登録された「罹災証明コーディネーター」は、要請のあった被災市町村に派遣され、住家被害認定調査等に関する支援を行います。

記

- 1 派遣開始日
令和 7 年 10 月 15 日（水）
- 2 派遣先
東京都八丈町
- 3 派遣者
東京都豊島区職員 1 名
- 4 支援内容
住家被害認定調査の計画策定に関する助言等

問合せ先：

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
天舛、白倉、村上、小柳
TEL 03-5253-2111（内線51280） 03-3501-6996（直通）